

## 幼児教育史学会会則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>幼児教育史学会会則</p> <p>(略)</p> <p>第4章 機関</p> <p>第10条 (役員) 下記の役員等を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事 10名、うち会長1名、副会長1名、事務局長1名とする。</li> <li>2. 監査2名</li> <li>3. <u>事務局幹事 若干名</u></li> </ol> <p>(略)</p> <p>第12条 (理事及び監査の選出) 理事及び監査は、総会において会員のなかから選挙等により選任する。会長、副会長及び事務局長は、理事会において互選する。<u>事務局幹事は理事会の議を経て、会長が委嘱する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6章 会則の変更及び解散</p> <p>第22条 <u>本会則を変更するには総会参加者の3分の2以上の同意を得るものとする。又、本学会を解散するには、会員の3分の2以上の同意を得るものとする。</u></p> <p>付則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本学会の設立をもって、近代幼児教育史研究会を解散する。前者は後者の全てを引継ぐ。</li> <li>2. 本会則は、2005年12月10日より発効する。</li> <li>3. <u>本会則は、2015年2月1日より一部改正、施行する。</u></li> </ol>	<p>幼児教育史学会会則</p> <p>(略)</p> <p>第4章 機関</p> <p>第10条 (役員) 下記の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事 10名、うち会長1名、副会長1名、事務局長1名とする。</li> <li>2. 監査2名</li> </ol> <p>(略)</p> <p>第12条 (理事及び監査の選出) 理事及び監査は、総会において会員のなかから選挙等により選任する。会長、副会長及び事務局長は、理事会において互選する。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 会則の変更及び解散</p> <p>第22条 <u>本会則を変更し、又は本学会を解散するには、会員の3分の2以上の同意を得るものとする。</u></p> <p>付則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本学会の設立をもって、近代幼児教育史研究会を解散する。前者は後者の全てを引継ぐ。</li> <li>2. 本会則は、2005年12月10日より発効する。</li> </ol>